




1


 NAGOYA EAP CENTER co.,ltd.

ストレスチェック制度とは

- 平成26年6月25日に労働安全衛生法の66条の10第7項として公布されたもの。
- 50名以上の事業所に対して、平成27年12月1日から1年間の間に第1回目の実施が義務づけられている。
- 事業者にとって実施は義務だが、労働者の受検は義務ではない。
- ストレスチェックを行うのは事業者ではなく「実施者」により行われる

実施方法次第で、御社の従業員のメンタルヘルスの予防・改善、そして職場環境の改善に上手に役立てることができる制度です。

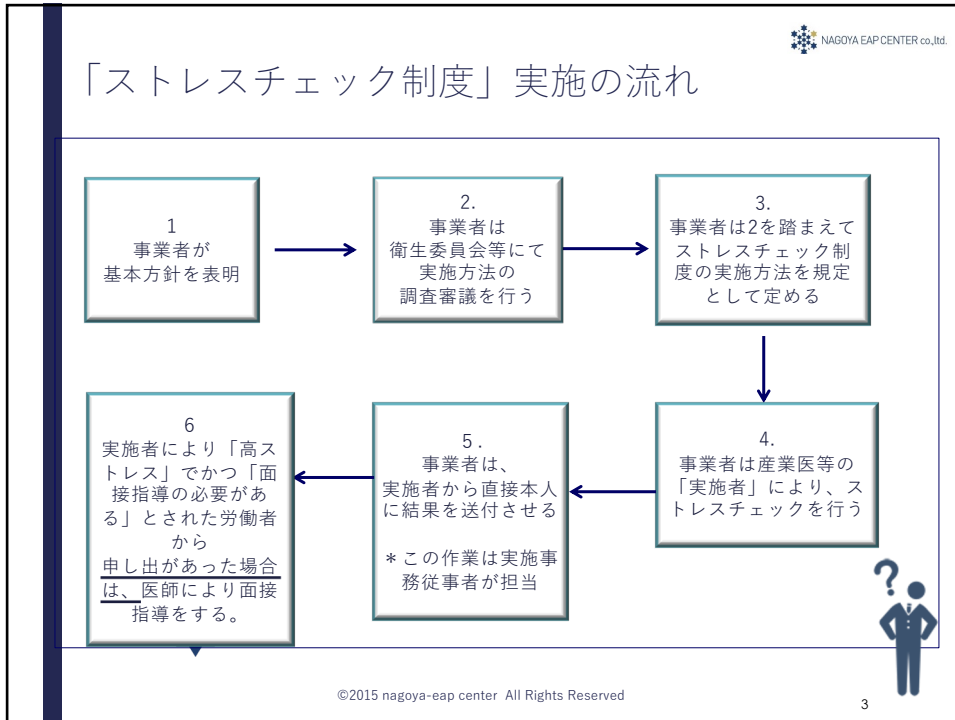
積極的なご活用をお勧めします。



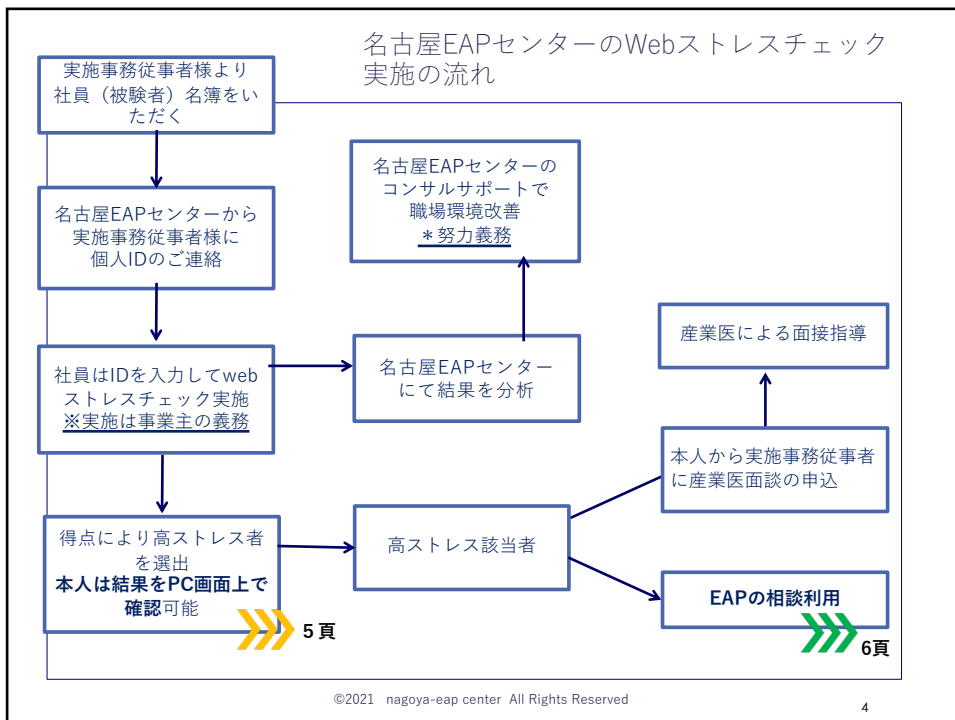
©2015 nagoya-eap center All Rights Reserved

2


2



3



4



NAGOYA EAP CENTER co.,Ltd.

ご本人がPC上で結果を確認することができます


結果内容には法定を遵守した下記の内容が表示されます。

- ◆ 全員に対して
 - ストレスチェックの結果評価
 - セルフケアのためのアドバイス
- ◆ 高ストレス群該当者に対しては上記にプラスして下記の事項が表示されます
 - 面接対象者産業医への面接指導の申し出方法
 - 社内の産業保健スタッフのご案内
- ◆ 名古屋EAPセンターとのご相談契約をいただいている事業者様には、利用方法の案内も表示されます

©2021 nagoya-eap center All Rights Reserved

5

5



NAGOYA EAP CENTER co.,Ltd.

ストレスチェック後のご相談

ストレスチェック制度では、ご本人が直接相談できる先を確保しておくことが推奨されています。名古屋EAPセンターをご利用いただく場合、契約方法によって対応が異なります。

1 ストレスチェックの時のみ相談室サービスをご利用いただく場合

- ① WEBチェック後事業所毎に集計し、高ストレス者またはストレスの高い上位10%程度の方に面接を行います。
面接は一人当たり20～30分程度です。
→ 面接対象者と面接時間はご相談に応じます。
- ② 面接の結果を担当者様とご相談の上、継続支援が必要な方には産業医（あるいは弊社契約医師）との面接をお勧めする通知をお出しします。

2 内部EAPサービス・外部EAPサービスのご契約事業者様

いずれも契約範囲内で対応させていただきます。詳しくは担当者にお尋ねください

©2021 nagoya-eap center All Rights Reserved


6

6

導入基本費用（税別）		
項目	内容	金額
ストレスチェック	<ul style="list-style-type: none"> Webによるストレスチェック 事業所ごとの集計・レポート提出 	ストレスチェック @ 500円 コンサルタント料金 8万円
ストレスチェック + 相談室サービス	<ul style="list-style-type: none"> Webによるストレスチェック 高ストレス者または上位10%程度の方に対する面接 事業所ごとの集計・レポート提出 	ストレスチェック @500円 面接 @3,000円 コンサルタント料金 5万円
ストレスチェック + 相談室契約（年間）	<ul style="list-style-type: none"> Webによるストレスチェック 事業所ごとの集計・レポート提出 EAP契約範囲内でのご対応 →内容は担当者から説明します 	ストレスチェック @500円 コンサルタント料金 4万円 相談室（内部・外部EAPサービス）年間契約料

©2021 nagoya-eap center All Rights Reserved

7

お問合せ先	
<p>株式会社名古屋EAPセンター</p> <p>mail info@nagoya-eap.com</p> <p>〒460-0008 名古屋市中区栄3-27-7 CIM南大津 803</p> <p>ストレスチェック担当者 安田</p> <p>お問い合わせは基本的にメールでお願いいたします。</p> <p>※ webストレスチェックは (株) オン・デマンド・oneとの共同開発です。</p>	

©2021 nagoya-eap center All Rights Reserved

8